

# 分譲マンションの管理等に関する行政評価・監視

(北海道開発局からの回答)

北海道管区行政評価局の行った「分譲マンションの管理等に関する行政評価・監視」の結果に基づく改善意見（平成17年3月18日に通知）に対し、北海道開発局から改善を図った旨の回答を受けました。

◆改善意見に対する改善状況の概要は、次のとおりです。（詳細は、別紙参照）

## 1 マンション管理業者の業務規制の遵守状況について

北海道内に事務所を設置しているマンション管理業者に対し、業務規制を遵守するよう通知文を出すとともに、必要に応じ報告を求め又は立入検査を実施することにより、マンション管理適正化法の一層の徹底を図る。

## 2 マンション管理業者における標識掲示等の励行状況について

北海道内に事務所を設置しているマンション管理業者に対し、標識掲示等を励行するよう通知文を出すとともに、必要に応じ報告を求め又は立入検査を実施することにより、マンション管理適正化法の一層の徹底を図る。

## 3 標準管理委託契約書の周知状況について

北海道内に事務所を設置しているマンション管理業者に対する通知文の発出などにより徹底を図り、標準管理委託契約書の指針としての更なる活用を図る。

「分譲マンションの管理等に関する行政評価・監視の結果（通知）」について（回答）

平成14年10月1日にマンション管理業者に対する監督権限が当局に委任されて以降、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）等に基づき、マンション管理業の適正な運営の確保に努めてきているところであるが、今回の調査の結果（所見表示）の趣旨を踏まえ、既に講じた措置及び今後講じようとする措置は以下のとおりである。

1 マンション管理業者の業務規制の遵守状況について

今回指摘のあったマンション管理業者の業務規制の遵守状況については、マンション管理適正化法に違反していると考えられると指摘のあった6件のうち、4件について既に改善措置がなされており、他の2件についても次期管理受託契約の更新に合わせて改善される予定となっている。

北海道開発局としては、今後の同様の事態の発生を防止するため、北海道内に事務所を設置しているマンション管理業者に対し、業務規制を遵守するよう通知文を発出するとともに、必要に応じ報告を求め又は立入検査を実施することにより、マンション管理適正化法の一層の遵守の徹底を図っていききたい。

2 マンション管理業者における標識掲示等の励行状況について

今回指摘のあったマンション管理業者における標識掲示等の励行状況については、10件全て既に改善措置がなされているところである。

北海道開発局としては、今後の同様の事態の発生を防止するため、北海道内に事務所を設置しているマンション管理業者に対し、標識掲示等を励行するよう通知文を発出するとともに、必要に応じ報告を求め又は立入検査を実施することにより、マンション管理適正化法の一層の遵守の徹底を図っていききたい。

3 標準管理委託契約書の周知状況について

今回指摘のあった標準管理委託契約書の周知に関しては、北海道内に事務所を設置しているマンション管理業者に対する通知文の発出などにより徹底を図り、標準管理委託契約書の指針としての更なる活用の促進を図っていききたい。